3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
全国における管工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。
（注１）「管工事業に関する営業」とは、注文者から管工事を請け負う営業をいう。
（注２）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。
（注３）「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。
（注４）「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。
⑵　期間
平成26年12月18日から平成27年２月15日までの60日間
4　処分の原因となった事実　株式会社大氣社の元社員は、他の者と共謀の上、平成23年９月中旬頃から平成24年11月頃までの間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が条件付一般競争入札の方法により発注する北陸新幹線融雪基地機械設備工事及び消雪基地機械設備工事について、受注予定事業者を決定するなどし、もって同社が他の事業者と共同して、同工事の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、同工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限したとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反として起訴され、平成26年10月３日に同社の元社員は懲役１年２月の判決を受け、同社は罰金１億2000万円の判決を受け、各々その刑が確定した。
このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 26 年 12 月 17 日
関東地方整備局長　越智　繁雄
1　処分をした年月日　平成26年12月３日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東洋熱工業株式会社　代表取締役　芝　　一治　東京都中央区京橋２―５―12　国土交通大臣許可（般・特―23）第691号
3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
全国における管工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。
（注１）「管工事業に関する営業」とは、注文者から管工事を請け負う営業をいう。
（注２）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。
（注３）「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。
（注４）「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。
⑵　期間
平成26年12月18日から平成27年２月15日までの60日間
4　処分の原因となった事実　東洋熱工業株式会社の社員は、他の者と共謀の上、平成23年９月中旬頃から平成24年11月頃までの間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が条件付一般競争入札の方法により発注する北陸新幹線融雪基地機械設備工事及び消雪基地機械設備工事について、受注予定事業者を決定するなどし、もって同社が他の事業者と共同して、同工事の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、同工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限したとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反として起訴され、平成26年９月30日に同社の社員は懲役１年２月の判決を受け、同社は罰金１億2000万円の判決を受け、各々その刑が確定した。
このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 26 年 12 月 17 日
関東地方整備局長　越智　繁雄
1　処分をした年月日　平成26年12月３日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三建設備工業株式会社　代表取締役　松井　栄一　東京都中央区新川１―17―21　国土交通大臣許可（般・特―24）第1879号
3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
全国における管工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。
（注１）「管工事業に関する営業」とは、注文者から管工事を請け負う営業をいう。
（注２）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。
（注３）「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。
（注４）「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。
⑵　期間
平成26年12月18日から平成27年４月16日までの120日間
4　処分の原因となった事実　三建設備工業株式会社の元取締役は、他の者と共謀の上、平成23年９月中旬頃から平成24年11月頃までの間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が条件付一般競争入札の方法により発注する北陸新幹線融雪基地機械設備工事及び消雪基地機械設備工事について、受注予定事業者を決定するなどし、もって同社が他の事業者と共同して、同工事の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、同工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限したとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反として起訴され、平成26年10月２日に同社の元取締役は懲役１年２月の判決を受け、同社は罰金１億2000万円の判決を受け、各々その刑が確定した。
このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。